

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 平成30年11月9日

【提出日】 平成30年11月16日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オウケイウェイヴ
証券コード	3808
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所セントレックス

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成8年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 森田 理早 水本 真矢
電話番号	03-5223-7752

(2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			188,200
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 400,000
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 762,450
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,350,650
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,350,650
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,162,450

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月9日現在)	V	8,781,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		13.58
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.41

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年10月31日	株券	188,200	1.89	市場外	取得	2,656円(第三者割当)
平成30年10月31日	新株予約権	400,000	4.02	市場外	取得	1,886円(第三者割当)

平成30年11月9日	新株予約権付社債	762,450	7.67	市場外	取得	2,951円(第三者割当)
------------	----------	---------	------	-----	----	---------------

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

< 新株予約権 >

新株予約権の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

< 新株予約権付社債 >

(1) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、原則として、CVI Investments, Inc. (以下、「割当先」という。)は、社債のうち、社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分(以下「本対象部分」という。)を、当社普通株式に転換するものとする。

(2) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、提出者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき108円で償還しなければならない。

(3) 各転換価額修正日において修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、提出者は、割当先に対して事前に通知することにより、当該転換価額修正日において、本社債のうち本対象部分を、本対象部分の額面金額を当該転換価額修正日における転換価額で除して得られる数に、当該転換価額修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い額を乗じた額に相当する金額で償還することができる。

(4) 平成30年11月30日までに、提出者及び割当先との間で締結された新株式、新株予約権付社債及び新株予約権に係る買取契約で定められるエスクロー口座からの資金の引出条件が充足されない場合には、提出者は、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき100円で償還しなければならない。

(5) 新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	582,403
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	582,403

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地